

協議第 1 1 号 新市建設計画について

新市建設計画について提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 4 日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松 岡 一 俊

新市建設計画について

新市建設計画は、別紙「新市建設計画策定の基本方針」に基づき 策定するものとする。

平成 1 6 年 1 月 2 7 日 確認

別紙（協議第 1 1 号関係）

新市建設計画策定の基本方針について

1. 法的根拠

市町村合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）では、合併市町村の建設に関する基本的な計画（以下「新市建設計画」という。）を作成することとされています。そして、この新市建設計画を基礎とした財政措置が講じられることとなっています。

新市建設計画の内容については、合併特例法第 5 条第 1 項の規定により次のようなものが例示されています。

- (1) 合併市町村の建設の基本方針
- (2) 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- (3) 公共的施設の統合整備に関する事項
- (4) 合併市町村の財政計画

2. 策定の基本方針

菊池北部四市町村における新市建設計画の策定は、次の基本方針で臨むものとします。

- (1) 本計画は、菊池市、七城町、旭志村、泗水町の合併後の新市建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、四市町村の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上を図るとともに、地域の均衡ある発展に資するよう配慮して策定する。
- (2) 本計画は、新市建設のためのまちづくり基本方針、根幹となるべき事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成する。
- (3) 本計画における根幹となるべき事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、平成 1 7 年度から平成 2 6 年度までの 1 0 力年の期間について定めるものとする。
- (4) 本計画の策定にあたっては、次の点に配慮する。

四市町村が策定している総合計画、国・県の計画等との整合性を図りながら、新市の将来を展望し、新市が進むべき方向性を定める。

住民のまちづくりに対する意向を考慮する。

根幹となるべき事業並びに公共的施設の統合整備は、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域のバランスや財政面も考慮しながら検討する。

財政計画については、健全な財政運営が確保されることを基本にして策定するとともに、地方交付税、国・県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないよう留意する。

3. 計画の策定フロー

